

議案第14号

令和2年度港区一般会計補正予算（第8号）補足資料

1 ワクチン接種の概要

新型コロナウイルスワクチンの接種（以下「ワクチン接種」といいます。）は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とします。

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により区市町村において実施します。

2 ワクチン接種の対象者等

（1）対象者

原則として、区内に住民登録がある医療従事者等及び65歳以上の高齢者

（2）実施内容

	医療従事者等	65歳以上の高齢者
実施主体	国及び東京都（※）	区
接種回数	2回	1回
対象者数	約7,800人	約45,000人
補正予算額	35,522千円	102,465千円

※ワクチン接種等の経費は住民登録のある自治体が負担（全額国庫負担金）

（3）実施時期

令和3年2月以降国から示されるスケジュール等に基づき、順次実施します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月

区民等への周知

3月中旬

65歳以上の高齢者への接種券等の送付